

運賃改定のお知らせ

平素より神鉄バスをご利用いただきましてありがとうございます。

消費税法の一部改正により、二〇一四年四月一日から、消費税率及び地方消費税率の引上げが実施されることとなりました。

当社におきましても、輸送サービスの対価である運賃に、これらの消費税率引上げ相当分を適正に転嫁させていただくため、運賃の改定をいたします。

この度の運賃改定について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

二〇一四年三月

神鉄バス株式会社